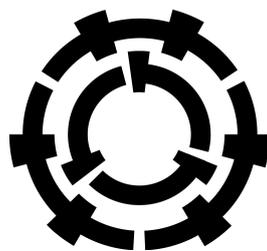


# 三 郷 市 議 会 議 案



令和 6 年 1 2 月 三 郷 市 議 会 定 例 会

## 議 案 目 次

議案第60号	専決処分の承認を求めることについて	.....	1
議案第61号	三郷市道路線の廃止について	.....	3
議案第62号	三郷市道路線の変更について	.....	4
議案第63号	三郷市道路線の認定について	.....	6
議案第64号	三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	.....	7
議案第65号	三郷市下水道条例の一部を改正する条例	.....	9
議案第66号	令和6年度三郷市一般会計補正予算（第5号）	.....	11
議案第67号	令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	.....	12
議案第68号	令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	.....	13

## 議案第60号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年度三郷市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

### 提案理由

令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に係る事務経費に充てるため、令和6年度三郷市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度三郷市一般会計補正予算（第4号）

令和6年10月2日

三郷市長 木津雅晟



## 議案第61号

### 三郷市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

路線名	廃止 区間	起	点	重要な 経過地
		終	点	
市道1846号線		三郷市駒形字屋敷廻291番地先		
		三郷市駒形字屋敷廻350番地先		
市道2035号線		三郷市駒形字屋敷廻346番地先		
		三郷市駒形字屋敷廻346番地先		
市道3501号線		三郷市駒形字屋敷廻352番地先		
		三郷市駒形字屋敷廻354番地先		

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

#### 提案理由

都市計画道路駒形線整備に伴い再編成する関連市道路線について、路線を廃止したいので、この案を提出するものである。



議案第62号

三郷市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更する。

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
市道0114号線	変更前	三郷市茂田井字中通362番地先	
		三郷市上彦名字本田堀外432番地先	
	変更後	三郷市茂田井字中通362番地先	
		三郷市上彦名字仲仕込647番地先	
市道0206号線	変更前	三郷市彦成四丁目24番地先	
		三郷市下彦川戸字荒田730番地先	
	変更後	三郷市彦成四丁目24番地先	
		三郷市上彦名字仲仕込647番地先	
市道1312号線	変更前	三郷市後谷字長張340番地先	
		三郷市後谷字長張355番地先	
	変更後	三郷市後谷字長張323番地先	
		三郷市後谷字長張355番地先	
市道1845号線	変更前	三郷市駒形字屋敷廻335番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻331番地先	
	変更後	三郷市駒形字屋敷廻337番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻331番地先	
市道1851号線	変更前	三郷市駒形字屋敷廻291番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻264番地先	
	変更後	三郷市駒形字屋敷廻290番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻264番地先	
市道2051号線	変更前	三郷市茂田井字中通362番地先	
		三郷市茂田井字中通392番地先	
	変更後	三郷市茂田井字中通390番地先	
		三郷市茂田井字中通392番地先	

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
市道3491号線	変更前	三郷市上彦名字新田堀外544番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻348番地先	
	変更後	三郷市上彦名字新田堀外544番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻351番地先	
市道3503号線	変更前	三郷市上彦名字新田堀外565番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻347番地先	
	変更後	三郷市上彦名字新田堀外565番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻351番地先	
市道7501号線	変更前	三郷市天神一丁目232番地先	
		三郷市ピアラシティ二丁目3番地先	
	変更後	三郷市天神一丁目232番地先	
		三郷市駒形字屋敷廻288番地先	

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

#### 提案理由

都市計画道路駒形線整備に伴い再編成する関連市道路線及び常磐自動車道スマートIC建設に伴い整備される関連市道路線について、路線を変更したいので、この案を提出するものである。

議案第63号

三郷市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定する。

路線名	認定 区間	起	点	重要な 経過地
		終	点	
市道2071号線	三郷市駒形字屋敷廻334番地先			
	三郷市駒形字屋敷廻625番地先			
市道3589号線	三郷市上彦名字本田堀外402番地先			
	三郷市ピアラシティ二丁目3番地先			
市道3782号線	三郷市花和田字上河原通125番地先			
	三郷市花和田字上河原通125番地先			

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

都市計画道路駒形線整備に伴い再編成する関連市道路線及び開発行為による帰属道路について、路線を認定したいので、この案を提出するものである。



## 議案第64号

三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「職員の員数」を「職員及びその員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援セ

ンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

## 議案第65号

### 三郷市下水道条例の一部を改正する条例

三郷市下水道条例（昭和57年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定下水道工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事

(2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

第9条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第9条の3第1項第1号中「次条第1項」を「第9条の5第1項」に、「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第9条の4の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第1項中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第9条の7第2項第2号中「次項」を「第4項」に改める。

第14条第1項の表11の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項の表11の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正等により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第66号

令和6年度三郷市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度三郷市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟



議案第67号

令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟



議案第68号

令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年12月2日提出

三郷市長 木津雅晟

